競売適格証明願について(お知らせ)

競売適格証明願の受付は、特殊事案となりますので毎月8日前後に行われる総会予定日の2日前までとします。適格証明願の提出をご希望の方は、下記添付書類を各関係機関より取得し、農業委員会へご相談ください。

記

競売適格証明願いに必要な書類等

農地法第3条第1項(耕作)目的の場合

競売物件の全部事項証明書(法務局より取得 1筆700円)

期間入札の公告(裁判所より取得)

未払金等の情報 (裁判所より取得)

※ 競売物件には土地改良区、水利組合等への未払金がある場合があります。それについての情報も裁判所にて取得できます。

農地法第5条第1項(転用)目的の場合

3条第1項目的に必要な書類等に加えて

競売物件の公図(法務局より取得 1部500円)

物件の案内図(住宅地図等)

建物等の配置図、平面図、立面図

事業計画書(農業委員会に様式有り)

被害防除等の計画(農業委員会に様式有り)

土地改良区意見書

農地転用同意書(隣接地が農地、抵当権が設定されている場合)

法人の場合

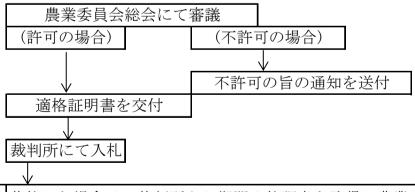
履歷事情証明書

定款の写し

適格証明願受付から入札までの流れ

適格証明願提出 (関係書類を取得し、総会予定日の2日前まで農業委員会へ申請)

書類審査(適格証明願提出時に審査)



3条 | 落札した場合は、裁判所より期間入札調書を取得し農業委員会へ所有権移転(農地 法第3条)の申請。申請時に書類審査を行い、問題無ければ許可書を交付。

| 落札した場合は、裁判所より期間入札調書を取得し農業委員会へ転用(農地法第55条 | 条)の申請。申請時に書類審査を行い、問題無ければ秋田県常任会議員会議へ諮問。その後許可書交付。(不許可の場合はその旨の通知)

※ 登記申請等の手続きにつきましては、物件落札時に裁判所から説明があると思われますが、事前に聞き取りすることをお勧めします。